

通所介護・日常生活支援総合事業通所介護 重要事項説明書

デイサービスはあとの杜しぎさんは利用者に対して通所介護サービスを提供します。事業者の概要・提供されるサービスの内容、契約上の注意事項を次の通り説明します。

1. 事業者 一般財団法人信貴山病院

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 通所介護事業所
指定番号 奈良県第 2971500661
- (2) 事業所の目的 通所介護は、介護保険法に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、利用者に通所介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 デイサービス はあとの杜 しぎさん
- (4) 事業所の所在地 〒636-0815
奈良県生駒郡三郷町勢野北4丁目3番2
- (5) 電話番号 0745-33-5700
- (6) 管理者 田中 海人
- (7) 開設年月日 平成18年4月1日
- (8) 相談窓口担当者 田中 海人
井上 有子
- (9) 設備の概要 「定員」: 一般型15名 「静養室」: 1室 6畳
「相談室」: 1室 「浴室」: 2室 「トイレ」: 3箇所
「ダイルーム」: 71㎡
「送迎車」: 2台
- (10) 職員体制 管理者 1名
生活相談員 1名以上
看護師 (機能訓練指導員と兼務) 1名以上
介護職 2名以上

3. デイサービスの内容と特徴

- (1) 営業日・営業時間
①営業日 平日・祝祭日 (日曜定休)
(12月31日から1月3日まで休所)
②営業時間
平日・祝祭日: 午前8時30分から午後5時00分まで
③サービス提供時間
平日・祝祭日: 午前9時30分から午後3時45分まで
- (2) 送迎
①エリア 王寺町・三郷町・斑鳩町・平群町・安堵町・河合町・上牧町
(おおよそ片道30分以内)
②利用者の変動や交通渋滞などで送迎時間が前後する場合があります。
- (3) 健康チェック
毎回バイタルチェック (体温・血圧・脈の測定) をおこないます。
体調不良の場合サービス内容を変更する場合がございます。
- (4) 入浴
基本的には家庭浴を使用させていただきます。
入浴時間は個人に合わせておこないます。
* 医師等から入浴を禁止された場合は速やかにその旨をお知らせ下さい。

(5) 食事

食事内容は献立表により、栄養並びに利用者の身体状況、及び嗜好を考慮した食事を提供します。利用者の自立支援のために離床して食堂で食事をさせていただきます。

(食事時間)

午後12時から1時まで

*来所されてからの食事のキャンセルはできません。

(6) 生活相談等

利用者及び家族の生活相談は、生活相談員が担当しますので、お気軽に相談してください。

4. 事故の危険性とその対応

(1) 慣れ親しんだ自宅からデイサービスを利用され、不慣れな環境での生活になることから転倒される危険性が非常に高くなります。施設として出来る限りの配慮はしますが、完全には転倒を防ぎきれないことをご留意下さい。

(2) 転倒など当施設でおこった怪我を理由に受診する場合があります。基本的にはご家族様にて受診をしていただきますが、緊急の場合は当施設で対応させていただきます。その際は、極力主治医に受診していただきます。主治医で診察できない場合は当施設の協力病院にて診察していただきます。治療にかかる費用はご家族で負担下さい。

5. 料金の内訳と支払

(1) 介護保険適用料金

要支援1, 2・要介護1~5の方の通所介護利用料<1日あたり>

【7時間未満・自己負担額】

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担1割	442円	453円	592円	699円	807円	914円	1022円
自己負担2割	884円	907円	1184円	1397円	1614円	1827円	2044円
自己負担3割	1326円	1360円	1777円	2096円	2421円	2741円	3066円

※入浴加算 41円/日

※個別機能訓練加算 57円/日

※科学的介護推進体制加算 41円/月

※上記のサービス利用料金は基本サービス費に地域区分加算10.14円を乗じた額となっております。

※当サービスをご利用になられたサービス利用料金(月額)に介護職員処遇改善加算(Ⅱ)9%を乗じた金額の1割をご家族様にお支払いいただきます。

※要支援料金は入浴料金も含みます。

※利用料金は法改正により、法に定められた金額に代わることがございます。

あらかじめご了承下さい。

(2) 全額自己負担金額

①昼食代 500円

②おやつ代 100円

③娯楽費 100円

④その他 上記のほか、おむつ代、レクリエーションにかかる費用は自己負担となります。

(3) 利用料金の計算方法

地域加算をかけた介護保険の1割負担合計金額と、全額自己負担金額を合わせたものが、利用料金となります。

- (4) キャンセル料
キャンセル料は無料としますが、必ず利用前日午後5時までにご連絡下さい。
前日の午後5時までには通知することなくサービスの中止を申し出た場合、料金の全額または一部をお支払い頂く場合があります。
- (5) 料金支払い方法
基本的に月毎の合計額を翌々月の1日に銀行引き落としにてお支払いいただきます。

6. サービスの利用方法

- (1) サービスの利用開始
契約と同時に通所介護計画書を作成し、居宅介護支援員のプランに沿ってサービスを開始します。
- (2) サービスの中止
利用者の体調不良の理由により、通所介護の実施が困難となった場合サービスを中止することができます。
- (3) サービスの終了
- ①利用者様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の一週間前までに文書にてお申し出下さい。
 - ②当施設の都合でサービスを終了する場合
人員不足等病やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。
その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
 - ③自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ・利用者がお亡くなりになった場合
 - ④その他
 - ・当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合利用者・ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合、または当施設が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
 - ・利用者がサービス利用料金の支払いを一ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態が明らかになった場合、または利用者や家族などが当施設や当施設のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

7. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者様に対する指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、必要な計画（業務継続計画）を策定しています。有事には、当該計画、ガイドライン及び防災対策マニュアルに従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画及びガイドラインについて周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

8. 情報の取扱い、評価等について

- (1) 秘密保持と個人情報保護
- ①事業所は、利用者様又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
 - ②職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者様又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

9. 虐待防止

当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する担当者として、事業所管理者を選定しています。
- ②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- ③虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ⑤サービス提供中に、当事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による

虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 身体拘束

当事業所では、原則として利用者様に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者様に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ①緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者様本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- ②非代替性……身体拘束以外に、利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- ③一時性……利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

11. 相談・苦情窓口

- (1) 相談や苦情などがございましたら、はあとの杜の窓口まで遠慮なくお申し出下さい。

はあとの杜 苦情対応担当 管理者 田中 海人
電話 0745-33-5700
FAX 0745-33-7878

- (2) 当施設以外に市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ①利用者の居住地市町村の担当課
- ②奈良県国民健康保険団体連合会
受付番号 0744-21-6811
FAX 0744-21-6822
フリーダイヤル 0120-21-6899
- ③奈良県社会福祉協議会
電話 0744-29-0100

令和6年4月1日改定